

# JET KRAVMAGA 認定インストラクター規約

本規約は、株式会社JAMが運営する「JET KRAVMAGA」（以下「当団体」という）の認定を受けたインストラクター（以下「インストラクター」という）として遵守すべき規定を定める。

## 第1条（信義誠実の原則）

インストラクターは、信義を重んじ、誠実にこの規約に定める各条項を遵守しなければならない。

## 第2条（インストラクターの登録条件）

インストラクターは、次の各項の全てに該当すること。

1. 18歳以上の成人かつ当団体の定める認定講習期間を修了しインストラクター資格の認定を受けた者
  - 1.1. インストラクター講習は、17歳以上であれば受講可能（ただし親権者の許可と同意が必要）
  - 1.2. 上記の場合は、18歳の誕生日以降にインストラクター資格が認定される
2. 当団体の定める講習期間を修了しインストラクターの認定を受けた者
3. 当団体の入会規約および利用施設等の規則を承認し、入会契約を締結した者
4. インストラクターとしてふさわしい品行と社会的信用がある者
5. 規約を遵守する者
6. 当団体および事務局に従い、インストラクター相互の調和を図ることができる者
7. 健康状態が良好な者
8. インストラクターとして社会が不相当と認める事由のない者
9. 反社会的団体（暴力団及び過激行動団体）に関与していない者

## 第3条（インストラクターの登録）

インストラクターは、次の各号の手続きを行い、当団体の承認を得ることでインストラクターとして登録される

1. 所定のインストラクター登録フォームに必要事項を入力し、インストラクター登録料を支払い当団体に申請する
2. 当団体は入会資格およびインストラクター認定の審査を行い、適当と認めた者を承認する
3. 当団体は、その自由な裁量によりインストラクターの認定を承認し、承認しない場合には、その理由を示す必要はない

## 第4条（インストラクター資格の登録期間）

インストラクター資格の登録期間は、毎年12月31日まで有効とする。インストラクター資格の更新は、更新手続きと登録料を支払うことで、翌年のインストラクター資格を維持し、登録期間を延長できる。

## 第5条（インストラクター登録料）

インストラクター登録料の支払いと支払い期限は、WEBページにて通知し、メールまたはSNS等の案内メッセージにて通知する。尚、インストラクター登録料は如何なる場合も返還しない。

## 第6条（インストラクター資格の種別）

インストラクター資格の種別は、次の各号の通りとする。

1. シビリアン・インストラクター（Civilian Instructor / 略称：CI）
  - 1.1. Level.1 または Lv1
  - 1.2. Level.2 または Lv2
  - 1.3. Level.3 または Lv3
  - 1.4. Level.4 または Lv4
  - 1.5. Level.5 または Lv5
  - 1.6. Level.6 または Lv6
2. ローエンフォースメント・インストラクター（Law Enforcement Instructor / 略称：LE）
  - 2.1. Basic
  - 2.2. Advance
3. ミリタリーフォース・インストラクター（Military Force Instructor / 略称：MF）
  - 3.1. Basic
  - 3.2. Advance

尚、インストラクター資格の種別は予告なく変更する場合があります、告知はWEBページから行う。

## 第7条（インストラクター資格の停止および喪失）

インストラクターは、次の各項のうち一つに該当した場合、ただちにインストラクター資格の停止または喪失する。この場合、当団体はその理由を示す必要はない。

1. 会員資格を解除または除名された場合
2. インストラクター登録料が、支払い期限までに支払われなかった場合
3. 当団体と競合関係にある団体を自ら開業または設立した場合
4. 当団体と競合関係にある企業または団体と契約または就職し、役員等の運営に関わる役職に就任した場合
5. インストラクターおよび会員を他団体に勧誘した場合
6. 当団体のカリキュラム等、インストラクターが知り得る情報を他団体に漏洩または自ら開業設立した団体へ転用した場合
7. 当団体の運営を妨害する行為を行った場合
8. 法令、本規約その他当団体の定める規則に違反した場合
9. 当団体の名誉もしくは信用を傷つけた場合
10. 当団体の秩序を乱した場合
11. 第2条に定める登録資格条件が欠けていることが判明した場合
12. その他、全各号に準ずる行為が認められた場合

## 第8条（インストラクター資格の解除）

インストラクターは、次の各号のひとつに該当したときは、ただちに本契約の全部または一部を解除することができる。

1. 当団体への債務が不履行となったとき
2. 金融機関から取引停止の処分を受けたとき
3. 監督官庁より営業の取り消し、停止等の処分を受けたとき
4. 第三者より仮差押え、仮処分、強制執行等を受け、契約の履行が困難と認められるとき
5. インストラクターが業務を無断欠勤および当団体の役職員および生徒等に対する暴力、暴言等のハラスメント行為に及んだとき
6. 前各号の他、本契約を維持しがたい重大な事由が生じたとき

尚、インストラクターは、災害その他やむをえない理由によりインストラクター資格の維持が困難であると認めるときは、当団体と協議のうえ、インストラクター資格を解除することができる。

## 第9条（インストラクターの業務範囲）

インストラクターは、当団体から依頼を受けたインストラクター業務（以下「業務」という）を請け負うことができる。業務を請け負う場合は、別途定める業務請負契約を、当団体とインストラクター間の合意の上締結し、業務を遂行する。

またインストラクターは、当団体と別途定める加盟店（フランチャイズ）契約を締結することで、当団体のトレーニングセンターを開設することができる。

## 第10条（インストラクターの権利）

インストラクターは、次の各号を使用または実施する権利を有する。この場合、必ず当団体の許可を得ること。

1. 認定されたインストラクター資格の範囲内での指導
2. 非営利目的の商標・呼称およびロゴの使用（許可の範囲は次の各号およびこれに準ずるものとし、改変を行うことは禁止とする）
  - 2.1. 名刺
  - 2.2. ブログ
  - 2.3. SNS
  - 2.4. セミナーや講習会の告知（チラシ・掲示板等）

【呼称】 JET KRAVMAGA  
ジェット・クラヴマガ

【ロゴ商標】



【テキスト商標】 **JET KRAVMAGA**  
Self Defence System

3. セミナーや講習会等の開講
4. インストラクター専用WEBページの閲覧
5. インストラクター専用商品の購入

## 第11条（インストラクター資格の譲渡・貸与禁止）

インストラクターは、その資格を如何なる場合にも譲渡または貸与することはできない。

## 第12条（機密保持）

1. インストラクターは、その権利により知り得た個人情報やカリキュラム等の機密情報を第三者に提供・開示・漏洩してはならない。
2. 本条の定めは、本契約終了後も有効に存続する。

## 第13条（個人情報の取り扱い）

インストラクターは当団体より、業務上、個人情報の委託を受けた場合、次の各号のとおり、個人情報の管理に必要な措置を講じなければならない。

1. 紙媒体・電子データを問わず委託を受けた個人情報については厳重な保管管理を実施すること
2. 不要となった個人情報は、再生不可能な状態に完全消去する
3. 委託を受けた個人情報に関して、情報の改ざん、漏洩等のセキュリティ上の問題が発生した場合は、すみやかに当団体に報告し、当団体の指示に従い、問題解決にむけて確実に対策を講じる

---

#### **第14条（損害賠償）**

インストラクターが法令および本規約に違反した場合、当該違反に起因又は関連して、当団体が被った損害（弁護士費用、逸失利益を含む間接損害、特別損害を含むがこれらに限られない。）を賠償する。また、インストラクターまたは再委託先の責に帰すべき個人情報の漏洩、または不正、他団体への顧客の引き抜きがあった場合、インストラクターはこれにより当団体または第三者に生じた一切の損害について賠償の責めを負う。

#### **第15条（裁判管轄）**

本契約に関する紛争についての第一審の管轄裁判所は、当団体の本店を管轄する地方裁判所とする。

#### **第16条（規約に定めのない事項）**

本規約に定めのない事項については、別途当団体が定める事項に基づく。

#### **第17条（規約等の改訂）**

当団体は、本規約および規約に定めのない業務上必要な事項について、改訂および変更することができ、この効力はすべてのインストラクターに及ぶ。